

川 辺 株 式 会 社 定 款

川 辺 株 式 会 社

川辺株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、川辺株式会社と称し、英文では、T.KAWABE&CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ハンカチーフ、スカーフ、マフラー、エプロン、タオルおよび布帛製品の製造、販売ならびに輸出入
2. 化学繊維製品、一般繊維製品および繊維生地の加工、販売ならびに輸出入
3. 服飾雑貨の販売ならびに輸出入
4. 室内装飾品、家具、寝具の販売ならびに輸出入
5. 服飾デザイン、室内装飾の企画およびコンサルティング
6. 不動産の売買、賃貸借およびそれらの仲介
7. 化粧品、香水、石鹸、歯磨、医薬品、医薬部外品の製造および販売ならびに輸出入
8. 衛生用品、化粧具、身辺雑貨、日用雑貨の製造および販売ならびに輸出入
9. 食料品の販売
10. 商標権、特許権等の知的財産権の取得、貸与および販売業
11. 倉庫業及び運送業
12. 書籍、CD、映像等の著作物の販売
13. 医療機器および医療用品の企画、開発、製造、販売および輸出入
14. 電気製品の企画、開発、製造、販売および輸出入
15. 前各号の事業およびこれらに附帯または関連する事業を営む会社の投資
16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、300万株とする。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規定)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

②当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選 任 方 法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(業 務 執 行)

第21条 取締役社長は、当社の業務を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役は、取締役社長を補佐し、その業務を分掌する。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

(相談役および顧問)

第28条 取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規定)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

本定款第 7 条及び第 8 条の規定は、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。

本附則は平成 30 年 10 月 1 日以降は、これを削除するものとする。

昭和 56 年 12 月 22 日	施行
昭和 63 年 12 月 16 日	一部改訂施行
平成 4 年 6 月 26 日	一部改訂施行
平成 6 年 6 月 29 日	一部改訂施行
平成 14 年 6 月 27 日	一部改訂施行
平成 15 年 6 月 27 日	一部改訂施行
平成 17 年 6 月 29 日	一部改訂施行
平成 18 年 6 月 29 日	一部改訂施行
平成 19 年 6 月 28 日	一部改訂施行
平成 21 年 6 月 26 日	一部改訂施行
平成 22 年 6 月 29 日	一部改訂施行
平成 29 年 6 月 29 日	一部改訂施行
平成 30 年 6 月 28 日	一部改訂施行
令和 元年 6 月 27 日	一部改訂施行
令和 2 年 6 月 26 日	一部改訂施行
令和 3 年 6 月 29 日	一部改訂施行